

社会福祉法人多宝会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人多宝会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第二条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員会の出席報酬)

第三条 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支給することができる。

評議員会出席報酬（日額）	5,000 円
--------------	---------

(理事会の出席報酬)

第四条 役員が理事会に出席したときは、次により報酬を支給することができる。

理事員会出席報酬（日額）	3,000 円
--------------	---------

(監事監査等の出席報酬)

第五条 役員が監事監査等に出席したときは、次により報酬を支給することができる。

監事監査等出席報酬（日額）	3,000 円
---------------	---------

(出張旅費)

第六条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅費・宿泊費等	実費	報酬（日額）	3,000 円
---------	----	--------	---------

(年間の報酬総額)

第七条 役員1人あたりの各年度の報酬総額は、80,000円を超えない範囲で支給することができるものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。